

## 介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険制度の安定的な運営を図るうえで、保険料の確実な収納は不可欠である観点から、一定期間の保険料を滞納している被保険者に対して、保険給付の制限が設けられています。

### 保険給付の制限とは

#### 1年以上滞納すると…

介護保険サービスを利用する時に、費用の全額が一旦自己負担になります。市役所に申請後、保険給付分は市から本人に給付されます。(償還払い)

#### 1年6か月以上滞納すると…

保険給付分が差し止められます。また、差し止められた保険給付分は滞納した保険料に充当されます。

#### 2年以上滞納すると…

サービス利用時の利用者負担が、滞納期間に応じて引き上げられます。利用者負担が1割、または2割の方は3割、利用者負担が3割の方は4割になります。また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

介護が必要になった時に、安心してサービスを利用できるように、保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

特別な事情があり、介護保険料の納付が困難になったときは、まずはご相談ください。

問合先 高齢福祉課 ☎444・3141



## 粗大ごみ収集の予約はインターネットからもできます

電話窓口が混み合いなかなかつながらない。その場合、粗大ごみ受付センターではインターネット窓口も開設しており、こちらからもお手軽にご予約できます。

あま市ウェブサイトのトップページ(<http://www.city.ama.aichi.jp/>)を検索・表示し、「粗大ごみ受付センターアイコン」をクリックしてください。



インターネット予約画面に移動します。

予約の操作が終わると、仮受付の完了です。受付番号が表示されますので、メモなどで控えてください。

電話予約の受付時間内に予約完了メールが届きますので、その時点で正式受付となり、あわせて収集日もお知らせします。

※電話予約と同様、出し方のルールを守ってください。

問合先 環境衛生課 ☎444・3132